

# J U 東北ペナルティ裁定基準

ペナルティ事由	ペナルティ裁定																									
(1) 落札店の都合によるキャンセル (但し、当該自動車のセリ終了後200台目迄に主催会場へ申し出のあった場合に限る。)	ペナルティ 50,000円 + 成約料 + 落札料 とする。																									
(2) 出品店の都合によるキャンセル (書類提出不可能な場合を含む。)	AA当日 100,000円 + 成約料 + 落札料 AA当日以降 (落札店が承諾の場合) 100,000円 + 成約料 + 落札料 + 落札店のかかる費用 (遺失利益は含まない)																									
(3) 出品店が、オークション開催日を含め10日を経過しても当会場に書類を提出しない場合 但し、日曜・祭日は参入しないものとする。	10,000円の制裁金を科する。以降1日を経過するごとに2,000円づつを加算する。 但し、日曜・祝祭日は参入する。																									
(4) 出品店が、オークション開催日を含め20日を経過しても当会場に書類を提出しない場合	それまでの延滞について落札店の解約を認め、100,000円の制裁金 + 成約料 + 落札料 + 落札店のかかる費用 (遺失利益は含まない) を支払わせる。																									
(5) 落札車の名義変更期限は翌月末迄とする。 名変コピーはAA開催日の翌々月の5日迄に提出して下さい。 軽自動車については、税止め申告書の提出も必要です。	期限を過ぎて名変した場合、ペナルティ1万円。以降7日毎に1万円を科するものとする。 期限を過ぎて名変コピーが提出されない場合は、現在登録証明書を取ります。(落札店へ実費請求) 軽自動車の税止めをしていない場合、ペナルティ1万円を科するものとする。																									
(6) 落札店が、オークション当日から7日を経過しても落札代金を決済しない場合 現金又は、銀行振込での決済とし、振込手数料は送金側の負担とします。	ポスを一時停止する。 AAより10日目以降 1日当り 落札台数 × 2,000円を徴収する。 但し、落札代金決済の遅延が重なる者については、ポス登録の取消し(オークション参加資格の取消し)をすることができる。																									
(7) 書類期限が、当会場到着日を含め1ヶ月後の応答日以上有効期限のあるものを再交付した場合  <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">                     出品車の書類有効期限(1ヶ月後の応答日以上有効期限のあるものとは)                      例: 受付が2月7日の場合 3月7日以上の有効期限があるもの                      受付日が月末の場合は、翌月末以上あるもの                      例: 受付が2月28日の場合 3月31日以上の有効期限があるもの                 </div>	必ず当会場を仲介して、下記金額にて差替えをする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">印鑑証明</th> <th rowspan="2">委任状</th> <th rowspan="2">譲渡書</th> <th>その他証明書</th> <th rowspan="2">記入申請書</th> </tr> <tr> <th>(謄本/抄本/住民票等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出品店名義</td> <td>20,000円</td> <td>20,000円</td> <td>20,000円</td> <td>10,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>ディーラー・業者名義</td> <td>30,000円</td> <td>20,000円</td> <td>20,000円</td> <td>10,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td>その他名義</td> <td>50,000円</td> <td>20,000円</td> <td>20,000円</td> <td>10,000円</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>		印鑑証明	委任状	譲渡書	その他証明書	記入申請書	(謄本/抄本/住民票等)	出品店名義	20,000円	20,000円	20,000円	10,000円	20,000円	ディーラー・業者名義	30,000円	20,000円	20,000円	10,000円	20,000円	その他名義	50,000円	20,000円	20,000円	10,000円	20,000円
	印鑑証明					委任状		譲渡書	その他証明書	記入申請書																
		(謄本/抄本/住民票等)																								
出品店名義	20,000円	20,000円	20,000円	10,000円	20,000円																					
ディーラー・業者名義	30,000円	20,000円	20,000円	10,000円	20,000円																					
その他名義	50,000円	20,000円	20,000円	10,000円	20,000円																					
(8) 落札店が、書類有効期限31日未済を承諾した場合。(出品店より無申告の場合)	出品店より落札店へ、10,000円を支払う。																									
(9) 出品店が、抹消等により落札店よりナンバーを戻してもらう場合	出品店より落札店へ、5,000円を支払う。																									
(10) 落札店が、書類一式(移転・抹消)を紛失した場合	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>普通車</th> <th>軽自動車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出品店名義</td> <td>5万円(実費含む)</td> <td>3万円(実費含む)</td> </tr> <tr> <td>その他名義</td> <td>10万円(実費含む)</td> <td>3万円(実費含む)</td> </tr> </tbody> </table>		普通車	軽自動車	出品店名義	5万円(実費含む)	3万円(実費含む)	その他名義	10万円(実費含む)	3万円(実費含む)																
	普通車	軽自動車																								
出品店名義	5万円(実費含む)	3万円(実費含む)																								
その他名義	10万円(実費含む)	3万円(実費含む)																								
(11) 保証書・記録簿の未着を受付してから、発送または再交付の期限2週間を経過した時点で、対応できない場合	出品店に、10,000円の制裁金を科する。 新車登録5年以内の車輜で、保証書がなくキャンセルの場合は、制裁金20,000円とする。																									
(12) 出品車輜の燃料が無く、会場内で引き回しができない場合	出品店に、2,000円の制裁金を科する。																									
(13) 出品車輜の走行距離とメーターの不一致	原則として、(関与の場合100,000円・不関与の場合50,000円) + 実費を科する。 実費については、当会場にて調整する場合があります。																									
(14) 出品店の出品リストへの記入漏れ・記載ミスによりクレームとなりキャンセルとなった場合	出品店より、成約料・落札料・(クレーム内容によってはペナルティ)・落札店のかかる費用を徴収する。																									